

久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を  
改正する告示

久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱（令和元年久喜市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「4,800円」を「4,900円」に改める。

様式第6号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の第4条の規定は、令和7年4月1日から適用する。